

えひめの歴史文化モノ語り

県歴博収蔵資料から ⑱

中世の西南四国は、実は（大洲）の宇都宮豊綱の娘京都の公家と結び付きが深を妻とし、宇都宮氏支援のい。西園寺家の宇和荘、一ため出兵したことで鳥坂合条家の幡多荘、そして戦国戦に発展するなど、南予に時代の伊予西園寺氏や土佐深く関与した。

一条氏の地域支配。土佐一本文書は、兼定から喜多一条氏は南予へも進出を図郡高森城（大洲市平野町）り、4代兼定も喜多郡大津の城主梶谷中務丞（なかつ

一条兼定宛行状

誇りと再起の意志表れ

かさのじょう、景雄）へ、懇意の謝礼として予土国境の土佐国幡多郡下山郷の下家地内（四万十市西土佐）に所領を与える約束をした文書である。

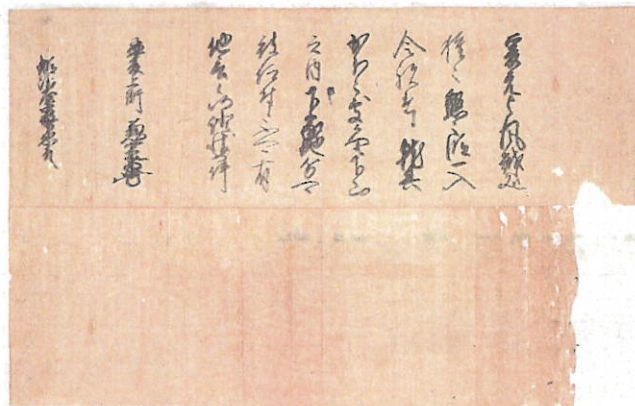
年代記載はなく、梶谷氏の懇意などの具体的な背景を読み取ることも難しい。しかし、梶谷家の家伝に景雄の家督相続が1576（天正4）年5月以降と伝わることや、景雄が官途名を中務丞から中務少輔へ改称する時期は、景雄宛て文書に見られる河野通直の花押形状な

【紙面編集】宮内佑己の誇りがつかがえる。また、本拠幡多郡で具体的な所領を約束する姿は、いずれ再起を果たそうという兼定の意志の表れの一つでもある。本文中の「他言あるべからず」との文言も興味深く、単に特別扱いの意味だけでなく、結束の密約の様相をもにおわせる。兼定が土佐を離れた後も、南予に支援勢力が存在したことを物語っている。しかし、兼定のその後を知る現代の目線からすると、この約束が空手形に終わったことは想像に難くない。

どから遅くとも79（同7）年3月以前に推定されることなどから、4月の本文書は77、78（天正5、6）年ごろに絞られる可能性がある。兼定は、74（同2）年に土佐を追放され、翌75（同3）年に渡川合戦で長宗我部氏に敗退。その後、南予・宇和海の戸島に逃れ住んだ。そのころに、梶谷氏から何らかの懇意を受けたのであろう。

上質な雁皮紙（がんびし）を使っており、不遇の時代にも、撰関家一条家として

一条兼定宛行状は、高知県立歴史民俗資料館企画展「西南四国の中世社会と公家」（5月6日）に展出中。△随時掲載します▽



一条兼定宛行状、(1577、78年ごろか?) 4月上旬
—県歴史文化博物館蔵